



宮 崎 県 公 報

平成19年3月28日(水曜日)号外 第26号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則	頁
○農業大学校授業料の徴収に関する規則……………(地域農業推進課) 1	
○高等水産研修所授業料の徴収に関する規則……………(水産政策課) 1	
○産業開発青年隊授業料の徴収に関する規則……………(管理課) 2	

規 則

農業大学校授業料の徴収に関する規則をここに公布する。
平成十九年三月二十八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第十八号

農業大学校授業料の徴収に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、使用料及び手数料徴収条例(平成十二年宮崎県条例第九号。以下「条例」という。)第八条の規定に基づき、条例第二条第一項第十一号に掲げる農業大学校授業料及び農業大学校宿泊室等使用料(農業大学校授業料に係る部分に限る。以下「授業料」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料の徴収)

第二条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の二期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、授業料の年額の二分の一に相当する額とする。

2 授業料は、前期にあつては四月、後期にあつては十月に徴収するものとする。

(授業料の免除)

第三条 知事は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、授業料を免除することができる。ただし、当該免除の期間は、年度を超えることができない。

1 経済的理由により授業料の納付が困難である場合

1 休学その他やむを得ない事情がある場合

2 前項の規定による授業料の免除を受けようとする者は、知事に当該免除の申請を行わなければならない。

(授業料の免除の額)

第四条 前条第一項の規定による授業料の免除の額は、原則として各期分の授業料について、その全額とする。

(授業料の徴収猶予等)

第五条 知事は、第三条第一項の規定による授業料の免除を許可し、又は不許可とするまでの間は、当該免除の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予するものとする。

2 第三条第一項の規定による授業料の免除を不許可とされた者は、当該免除の不許可の日から起算して十五日以内に、納付すべき授業料を納付しなければならない。

(授業料の還付)

第六条 条例別表第一の十一の項備考の欄に規定する使用料に該当する授業料を還付する場合の当該還付の額は、知事が必要と認める額とする。

2 前項に規定する授業料の還付を受けようとする者は、知事に当該還付の申請を行わなければならない。

(授業料の免除の理由の消滅の届出)

第七条 第三条の規定により授業料の免除を受けている者は、当該免除の理由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(授業料の免除の取消し)

第八条 知事は、授業料の免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該免除を取り消すものとする。

1 授業料の免除を受けている年度の途中において当該免除の理由が消滅した場合

1 虚偽の申請その他の不正の手段により授業料の免除を受けた場合

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、授業料の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

高等水産研修所授業料の徴収に関する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第十九号

高等水産研修所授業料の徴収に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、使用料及び手数料徴収条例(平成十二年宮崎県条例第九号。以下「条例」という。)第八条の規定に基づき、条例第二条第一項第十二号に掲げる高等水産研修所授業料及び高等水産研修所宿泊室使用料(高等水産研修所授業料に係る部分に限る。以下「授業料」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料の徴収)

第二条 授業料の徴収は、授業料の月額に修業期間の月数を乗じて得た額を当該修業期間の始まる月の末日までに徴収するものとする。

(授業料の免除)

第三条 知事は、入生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、授業料を免除することができる。

- 一 経済的理由により授業料の納付が困難である場合
 - 一 休学その他やむを得ない事情がある場合
- 2 前項の規定による授業料の免除を受けようとする者は、知事に当該免除の申請を行わなければならない。

(授業料の免除の額)

第四条 前条第一項の規定による授業料の免除の額は、原則として各修業期間に係る授業料について、その全額とする。

(授業料の徴収猶予等)

第五条 知事は、第三条第一項の規定による授業料の免除を許可し、又は不許可とするまでの間は、当該免除の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予するものとする。

- 2 第三条第一項の規定による授業料の免除を不許可とされた者は、当該免除の不許可の日から起算して十五日以内に、納付すべき授業料を納付しなければならない。

(授業料の還付)

第六条 条例別表第一の十二の項備考の欄に規定する使用料に該当する授業料を還付する場合の当該還付の額は、知事が必要と認められる額とする。

- 2 前項に規定する授業料の還付を受けようとする者は、知事に当該還付の申請を行わなければならない。

(授業料の免除の理由の消滅の届出)

第七条 第三条の規定により授業料の免除を受けている者は、当該免除の理由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(授業料の免除の取消し)

第八条 知事は、授業料の免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該免除を取り消すものとする。

- 一 授業料の免除を受けている修業期間の途中において当該免除の理由が消滅した場合
- 一 虚偽の申請その他の不正の手段により授業料の免除を受けた場合

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、授業料の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

産業開発青年隊授業料の徴収に関する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第二十号

産業開発青年隊授業料の徴収に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、使用料及び手数料徴収条例(平成十二年宮崎県条例第九号。以下「条例」という。)第八条の規定に基づき、条例第二条第一項第十七号に掲げる産業開発青年隊授業料及び建設技術センター宿泊室使用料(産業開発青年隊授業料に係る部分に限る。以下「授業料」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料の徴収)

第二条 授業料の徴収は、四月から翌年二月までの間において、毎

月行うものとし、それぞれの月において徴収する額は、授業料の年額の十一分の一に相当する額とする。

- 2 授業料は、毎月の十日までに当該月分を徴収するものとする。ただし、四月份の授業料は、入隊の日から起算して十五日以内に徴収するものとする。

- 3 前二項の規定にかかわらず、隊員の申出があったときは、前項ただし書に規定する納期限までに年額分の授業料を徴収することができる。

(退隊若しくは休隊又は復隊の場合における授業料の徴収)

第三条 退隊又は休隊する者の当該退隊又は休隊の日の属する月分の授業料は、その全額を徴収するものとする。この場合において、知事は、前条第二項に規定する納期限により難しいと認めるときは、相当な納期限を定めて当該授業料を徴収することができる。

- 2 休隊した者がその休隊の日の属する月の翌月以降において復隊する場合、当該復隊の日の属する月分の授業料は、その全額を徴収するものとする。この場合において、当該授業料は、前条第二項に規定する納期限にかかわらず、復隊の日から起算して十五日以内に徴収するものとする。

(授業料の免除)

第四条 知事は、隊員が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、授業料を免除することができる。

- 一 経済的理由により授業料の納付が困難である場合
 - 一 その他やむを得ない事情がある場合
- 2 前項の規定による授業料の免除を受けようとする者は、知事に当該免除の申請を行わなければならない。

(授業料の免除の額)

第五条 前条第一項の規定による授業料の免除の額は、当該免除に係る月分の授業料について、その全額とする。

(授業料の徴収猶予等)

第六条 第四条の規定による授業料の免除を許可し、又は不許可とするまでの間は、当該免除の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予するものとする。

- 2 第四条第一項の規定による授業料の免除を不許可とされた者は、当該免除の不許可の日から起算して十五日以内に、納付すべき授業料を納付しなければならない。

(授業料の還付)

第七条 条例別表第一の十七の項備考の欄に規定する使用料に該当する授業料を還付する場合の当該還付の額は、知事が必要と認められる額とする。

- 2 前項に規定する授業料の還付を受けようとする者は、知事に当該還付の申請を行わなければならない。

(授業料の免除の理由の消滅の届出)

第八条 第四条第一項の規定により授業料の免除を受けている者は、当該免除の理由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(授業料の免除の取消し)

第九条 知事は、授業料の免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該免除を取り消すものとする。

- 一 年度の途中において当該免除の理由が消滅した場合
- 一 虚偽の申請その他の不正の手段により授業料の免除を受けた場合

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、授業料の徴収に関し必要な

事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。